

農林水産省 肥料価格高騰対策事業に関するお知らせ（秋肥）

（令和4年10月27日現在）

国の肥料価格高騰対策事業の愛知県肥料高騰対策推進協議会による申請受付が開始されます。申請希望される方は、今後の申請手続きの準備のためご確認をお願いいたします。

※事業に関する情報は、下記のホームページ上でも随時更新されていきますのでご確認をお願いいたします。

1 支援内容

肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者の肥料費を支援。

※出荷・販売実績のある農業者に限る。取組実施者（JA尾張中央）において書類等により確認する。

（令和3年1月以降の税務申告、販売伝票など）

2 支援対象

対象農家：化学肥料の2割低減に向けて取り組む農業者（取組メニューについては下記農水省HPを参照）

対象肥料：肥料法における肥料に該当するもの（肥料登録のある銘柄）

※令和4年秋用肥料又は令和5年春用肥料として注文したもので、かつ請求確定しているものが対象

秋肥：令和4年6月～10月に購入されたもの

春肥：令和4年11月～令和5年5月に購入されたもの

申請期間：第1回申請（秋肥分）⇒ 令和4年12月13日（火）期日

：第2回申請（令和5年春肥）は2月頃の見込み

3 支援金額

肥料コスト上昇分の7割を支援金として交付

支援金 = { 当年の肥料費 - (当年の肥料費 ÷ 価格上昇率 1.4 ÷ 使用量低減率 0.9) } × 0.7

※価格上昇率は統計データを基に秋肥(1.4) 春肥(未定)

4 誓約、遵守事項

- 令和4年秋肥又は令和5年春肥として確実に購入し、自らの農業生産に使用するものであること。
- 支援金の交付を受けた後も、化学肥料低減計画書の取組を実施、継続するとともに、実績報告、中間報告、取組実施状況報告などの義務を果たすこと。
- 国の財源を活用した事業であるため、証拠書類又は証拠物を整備して帳簿とともに、交付の完了の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。また、会計検査院実地検査が行われる場合は、証拠書類の提出、現場確認等について、協力すること。
- 虚偽の内容を申請した場合や正当な理由がなく、本計画に記載した取組を実施していないことが判明した場合は、支援金の返還が必要です。**支援金を返還することとなった場合は、返還の命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付も併せて徴収となります。**

5 提出書類

- 肥料価格高騰対策事業参加申込書** …業務方法書様式第2-1号（参加農業者→取組実施者）
- 化学肥料低減計画書** …業務方法書様式第2-2号（実施要領参考様式第2号関連）
- 肥料購入実績証明書**（JA尾張中央）
- その他必要書類**（農産物の販売が証明できる書類）

※これらの書類様式は、以下のホームページに掲載

愛知県農業経営課HPへのURL：<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/nogyo-keiei/>



愛知県HP

6 申請方法

※申請される方は、提出書類一式を添えて期間内に最寄りの営農生活センターに提出してください。

書類受付期日：令和4年11月25日（金）

・小牧東部営農生活C TEL79-8000 ・小牧西部営農生活C TEL73-4113
・春日井営農生活C TEL81-7363 ・春日井東部営農生活C TEL51-1997

7 お願い

・農林水産省ホームページ内の肥料価格高騰対策事業のページにて事業の概要資料の確認や説明動画を視聴することができます。できる限りご自身で一度ご覧いただき事業理解を深めてください。又、愛知県においても【肥料価格高騰対策支援金事業】が創設されましたのでご承知ください。

・JA尾張中央以外で購入された肥料については、当JAでは、肥料法における肥料に該当するか確認が出来ない為、購入先の販売店にお問い合わせください。

※農水省HPへのURL：https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_hiryu/220729.html

お問い合わせ先：営農生活課 TEL44-1000



農水省HP